

政策推進研究課題審査会運営要領

(趣旨)

第1 農林水産部の重要施策に対応した研究課題の設定に対し、施策推進上からの要請及び、緊急性等を判断するため、課題審査を実施する。

(実施主体)

第2 農林水産技術会議

(実施対象)

第3 農林水産部の各事業課が、部の重要施策の推進のために解決を必要とする喫緊の行政課題に向けて、部内の各試験研究機関に課題設定を要請した新規試験研究課題とする。

(評価者)

第4 部長、次長並びに農林水産部長が認めた者とする。

(実施方法)

第5 課題審査会の開催

事業課が提案した課題内容に対して、事務局による課題ヒアリングの実施後、速やかに開催するものとする。

2 評価の実施

評価者は、事業課及び各試験研究機関が作成した課題説明資料及び、研究課題調書（農林水産試験研究課題設定及び評価要領に定める様式2）の内容について、担当者から説明を受け、質疑応答を行った後、評価を行う。

(1) 評価方法

対象課題が政策推進課題として「課題審査会評価票（別紙様式1）」により評価する。

(2) 評価結果のとりまとめ

事務局は、評価結果をとりまとめ、各評価者からの評価コメントを事業課へ通知する。

(その他)

第6 その他必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

この要領は、2019年4月1日から施行する。